

第12回大阪市PCB廃棄物 処理事業監視委員会議事録

平成20年7月11日（金）

午後3：00～午後5：00

於：此花区民ホール

3F 第4・5会議室

第12回 大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会
大阪市環境局事業部産業廃棄物規制担当

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

(1) 大阪PCB廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) 今後のPCB廃棄物搬入計画について

(4) 日本環境安全事業(株)におけるPCB廃棄物処理事業の現況について

4. 閉会

午後 3時00分開会

瀬口課長代理 大変お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただいまから第12回大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまで進行役を務めさせていただきます大阪市環境局事業部産業廃棄物規制担当の瀬口でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、あらかじめご説明いたしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は監視委員の先生方を初め、皆様方にはご多忙のところご出席していただきまして、まことにありがとうございます。

廣田委員におかれましては、本日所用のためご欠席されております。

なお、大阪市では夏季の適正冷房と軽装勤務の取り組みを実施いたしてございまして、会議は原則ノーネクタイ、ノー上着で開催させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局廃棄物適正処理担当部長の柴田よりごあいさつをさせていただきます。

柴田部長 大阪市環境局廃棄物適正処理担当部長の柴田でございます。

平素は本市環境行政、また本市各般にわたりましてご理解、ご協力を賜りまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。また、本日は委員の皆様、環境省の高橋課長補佐様、関係者の皆様には大変お忙しい中を当委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、大阪PCB廃棄物処理事業でございますが、近畿2府4県に保管されておりますPCB廃棄物を処理するため、日本環境安全事業株式会社が平成18年10月から操業を開始し、大阪市内に保管されておりますPCB廃棄物から順次処理を進めているところでございます。

平成17年3月に策定いたしました大阪市PCB廃棄物処理計画では、大阪市内のPCB廃棄物の処理完了のめどを2カ年、すなわち本年10月までといたしておりますが、保管事業者の事情などから、後ほど詳しくご説明させていただきますが、10月末までに処理を完了することが非常に厳しい状況となっております。しかしながら、本市としましては、引き続き大阪市内に保管されております未処理のPCB廃棄物の早期適正処理に向けまして、保管事業者への周知など全力を挙げて取り組んでまいります。あわせて、処理施設の定期的な立入検査などを通じまして、PCB廃棄物の適正処理や環境保全の維持にも努めてまいりたいと考えております。

また、当事業を円滑に進めますためには、事業に関します情報を公開することにより、地元の皆様方を初めまして関係者の皆様方のご理解を深めていただくことが必要と考えておりまして、事業を客観的な立場から検証いただく当委員会は、情報公開の場としての機能も果たしているものと考えております。

本日の議題は、大阪PCB廃棄物処理事業の進捗、環境モニタリング調査、今後のPCB廃棄物搬入計画などでございます。ご審議のほど何とぞよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

瀬口課長代理 続きまして、本日、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐の高橋様にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと存じます。

高橋課長補佐 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の高橋でございます。本日はお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

PCB廃棄物の処理事業につきまして、JESCOで全国5カ所の施設で処理を進めるということになっておりまして、今年度に入りまして5月に北海道事業がようやくスタートすることになりました。これでトランス、コンデンサにつきましては全国5カ所で処理体制が整ったということで、これから本格的に処理が進むというような体制が整ったということでございます。

また、日本環境安全事業株式会社の対象ではない微量のPCBが混入した廃電気機器の処理につきましては、現在、中央環境審議会の専門委員会で審議を進めておりまして、この中でつい先日、中間的整理につきまして議論が行われたというところでございます。

このような取り組みの中で、今後、本格的にPCB廃棄物の処理が進んでいくということでございますけれども、今後とも安全かつ確実に、また着実にPCB廃棄物の処理が進むことが非常に重要というふうになっております。今後とも皆様のご意見をいただきながら、今後の施策に取り組んでまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

瀬口課長代理 ありがとうございます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、資料1といたしまして、「大阪PCB廃棄物処理事業の進捗について」ということで、A4判の2部物でございます。続きまして、資料2といたしまして、「環境モニタリング調査について」ということで、A4判の2枚物でございます。資料3といたしまして、「今後のPCB廃棄物搬入計画について」ということで、A4判の2枚物でございます。資料4といたしまして、「日本環境安全事業(株)

におけるPCB廃棄物処理事業の現況について」ということで、A4判1枚物でございます。最後に、参考としまして「大阪PCB廃棄物処理事業だより(No.14)」といたしまして、A4判のカラー刷りのものがございます。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

ないようでしたら、それでは議事に入らせていただきます。福永委員長、よろしくお願いいたします。

福永委員長 こんにちは。監視委員会の委員長を仰せつかっております大阪人間科学大学の福永です。ひとつよろしくお願いいたします。

今日は、先ほど担当部長さんのごあいさつにもありましたように、課題が4つございます。ひとつよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、まず大阪PCB廃棄物処理事業の進捗についてということで、齋藤部長さんのごあいさつ、引き続きまして日本環境安全事業株式会社からご説明をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

齋藤事業部長 JESCO本社事業部長をしております齋藤と申します。今日は当社事業にかかわります委員会に暑い中お集まりいただきまして、大変ありがたく思っております。

お手元に資料4というのがあると思うんですが、後ほどもし必要であれば細かく説明いたしますけれども、当社事業、先ほど高橋補佐からもありましたように、ようやくこの5月の下旬に、21日になりますが、北海道事業が営業運転を開始したということで、全国5カ所、すべてのエリアをカバーする体制が整っております。

当社事業、平成16年12月に北九州事業で処理を開始して以来、約3年数カ月経つわけですが、この間、いろいろ漏えい事故、豊田、東京におきます漏えい事故等、あるいは種々のトラブル、不具合等で、いろいろ苦労しながら進めてまいったわけでございます。そういった経験は、それぞれの施設における対策のみならず、他の施設にも、他の事業、操業にも生かしていこうということで、そういう機能を本社として日々充実をさせているところでございます。

所長のほうから引き続き説明がありますけれども、大阪事業につきましては、一昨年の10月、操業開始して以来、ほぼ順調に操業を続けております。これもひとえに皆様方のご指導あるいは関連する先生方の技術的支援等のたまものかと思っております。引き続き大阪事業につきまして順調な操業を期待しているところでございます。

それでは、所長のほうから、資料1に基づきまして大阪事業の進捗を説明いたします。

清水所長 大阪事業所長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

資料1についてご説明させていただきます。資料1はホッチキスで2部になってございます

が、2冊構成になっておりますので、それぞれごらんいただけたらと思います。

前回の事業監視委員会は3月に開催されておりましたので、進捗状況、その中の操業状況につきましては、本年2月までの整理をご報告させていただきました。今回、20年6月までの整理ということでございまして、表を見ていただきますと、18年度の計、19年度の計ということで、20年度につきましては4月、5月、6月ということで、20年度の小計という形で整理してございます。

搬入実績につきましては、合計を見ていただきますと、トランス類が505台、コンデンサ類が7,610台、廃PCB等ということでドラム缶で125本ということでございまして、5月に若干数字が少なくなっておりますが、これは小規模点検で数字が少なくなっているということでございます。

大阪の場合は、2年間先行処理ということでございまして、大阪市内に保管されているこれらの量はどれぐらいの比率かということでございまして、トランス類では38%、コンデンサ類では約70%、廃PCBでは41%というふうに、私どものほうの市内の登録台数をベースにいたしますと、それぐらいの率の搬入をしたということになります。

下の表でございまして、中間処理完了実績ということでございまして、トランス類が433、コンデンサ類が7,424、廃PCBが102というふうになってございまして、ここの数字の差につきましては、しがり品ということで、処理中のものがあるということでご理解いただけたらと思います。

次に、めくっていただきまして、2ページでございまして、PCBの処理量ではどのようになっているかということ整理させていただいております。合計では大阪の場合は約231トンということでございまして、一番下のところに4事業での処理量を参考までに書いてございまして、先ほど北海道事業がスタートしたということでございまして、まだ北海道がスタートしたばかりなので、この4事業は北海道を除いた処理量ということでございまして、20年5月末の集計では約700トンというふうになってございまして、大阪ではこのうちの約3分の1のPCBを処理したということになります。

払出実績でございまして、有価物と廃棄物という形で払い出しておまして、有価物につきましては、鉄が281トン、銅が29トン、アルミが33トン、廃棄物につきましては、炭化物が17トン、碍子が23トン、ピフェニルが193トン、塩酸が617トン、木酢が37トン、トリクロロベンゼンが36トンという形でございまして。

次に、3ページでございまして、排出源モニタリングの調査結果ということでございまして、

モニタリング結果に基づきまして実施しました排気等の関係でございますが、大きくは、3ページの一番上、まず排水（汚水と雨水）と、それから3ページの下の方に、排気（排気口、ボイラー）と、それから5ページの下の方でございますが、3番として、悪臭、騒音・振動というような形で整理してございます。

3ページのまず排水でございますが、平成20年3月に、敷地境界における汚水枡、これ西4カ所、東1カ所の合計5カ所、及び雨水枡、西3カ所、東3カ所の合計6カ所からサンプリングいたしまして、排水中のPCB及びダイオキシン濃度を測定いたしました。

PCB濃度について、11検体でございますが、それにつきましては全検体とも検出されませんでした。

別とじの7ページの一番上を見ていただきますと、ここに排水の表と図面が出てございます。下の図面でございますが、2棟建ててございまして、上が西棟、下が東棟ということで、位置的には左側が北ということになります。ところがサンプリング位置ということで、黄色いところが雨水、ブルーに塗っているところが汚水というところでございます。

ダイオキシンの濃度でございますが、汚水、これにつきましては、5検体中、東棟の汚水排水、これはトイレですとか、手洗い、洗濯機の生活排水、空調機ドレン、器具洗浄排水の中和処理水、そのようなものでございますが、それにつきましては13ピコグラムということで、維持管理値10ピコグラムを上回っておりました。それ以外の4検体はすべて自主管理目標値未満でございました。

このポイントはどこかといいますと、1カ所しかありません、東棟のブルーに塗った1番のところでございますが、表で言いますと、西棟と東棟と、分かれて書いてございますが、東棟のところの敷地境界汚水、ダイオキシン、13というところでございます。ここににつきまして既存のサンプリングが残っていたので、分析会社に残っていた残液を再分析させていただきました。再分析といいましても、かなり時間がたっていますので、結果としてそれが直接的なデータになるかということにはちょっと疑問でございますが、4.3という数字でございました。

この件につきましては、維持管理値を超えているということでございますので、直ちに大阪市の環境局さん、また建設局さんにご報告し、すぐさま現場のほうの立ち入りをしていただきました。汚水につきましては、建設局さんのほうでは、規制対象の施設でもないということで、排水を直ちにとめるということはないということで、終末に下水処理場もあるということで、環境にも大きな影響を及ぼさないだろうということで、排水は続けていただいて結構ですよと

ご指導いただきましたが、原因と対策のところ、速やかに私どものほうはそれぞれの中和処理槽の排水枡、手洗いのシンク、洗濯機の排水口に活性炭を設置しております。設置後も新たにサンプリングしておりますけれども、現在分析中でございますので、まだデータは出ておりませんけれども、今それについて分析会社にお願いしているところです。

その原因でございますが、私どものほうは洗濯機が原因ではないだろうかと考えてございまして、既設の洗濯機4台に、一時貯留タンク、これは活性炭を入れて処理するという貯留タンクを今現在、整備中でございます。さらに、負荷を分散させようということで、とりあえず洗濯機2台を増設するというところで考えてございまして、今後継続的に分析していきたいと、そのように思っております。

それから、雨水でございますが、雨水は、先ほどの7ページの図面に戻っていただきますと、西、東とも、それぞれ黄色で塗った2番という数字のところの2ポイントでございます。上の表でいきますと、黄色く塗られております西棟の敷地境界雨水、ダイオキシン、7、東棟のダイオキシン、5.1と、これが自主管理目標値を超えているということでございます。

原因と対策でございますが、すべての雨水分離槽6カ所に活性炭を設置いたしまして、その原因としては、運転作業員を初め、特に不特定の作業員、定期点検とか補修工事等の作業員の靴の管理が問題だったのかなと思っております。靴の管理を徹底するとともに、ここの排水領域につきましては清掃を定期的の実施していこうと思っております。その結果を分析し、状況を見ていきたいと、そのように思っております。

別とじの13ページ、一番最後でございますが、見ていただきますと、緊急的に先ほど活性炭の処理をしたということの写真をつけてございます。シンク、排水処理設備、雨水排水溝活性炭設置状況ということで、シンク関係は250とか、500とか、それから排水処理の活性炭では1キ口、それから雨水排水溝では10キ口と、このように枡の中にとりあえず応急措置的に活性炭をそれぞれ配置したということでございます。

次に、3ページの下の方の排気（排気口、ボイラー）でございます。平成19年12月から平成20年1月にかけて1回目と、それから20年3月から4月にかけて2回目の排出源モニタリングを実施してございます。これは測定結果が表-2ということでございますが、これは8ページのA3の縦長の表でございます。

4ページのところのPCB濃度につきましては、42検体、それぞれ2回やったわけで、それぞれ1回に21検体でございますので、2回やっておりますので42検体なんです。PCBについては自主管理目標値0.01未満だということが確認できております。

ただ、ここで話しなきゃいけないのは、ここでは(2)のダイオキシンの濃度、それからベンゼンの濃度、それから5ページのところの塩化水素の濃度が、ちょっと数字が上回っているということで今回ご説明させていただきます。

その前に、どこで一体どのようなことが起きているのかということの概略をご説明させていただきますと、12ページのところの、処理工程という絵がかいてあるわけですが、上が西区画でして、下側が東区画ということで、このような処理工程を進めていくわけですが、一番上の左側の受入保管ということでトランスが入ってきます。ブルーは、容器が右のほうに流れてきて、液は下のほうに流れていくということで、赤が液の流れでございます。

このトランスが、まず抜油・予備洗浄という工程に入っていくわけですが、ここで抜かれた油は、下のほうに行っておりまして、ここのトリクロロベンゼン蒸留・分離というところに入ります。このトリクロロベンゼン蒸留・分離によってPCBとトリクロロベンゼンを分けるということでございまして、分かれたPCBは下の東棟のほうに送られていくと。それから、トリクロロベンゼンにつきましては、卒業判定したものはそのまま外に払い出していくと。そのための蒸留・分離でございます。ここにおいて塩化水素が発生しておるということでございます。

それから、ダイオキシンの話が1カ所ございますが、ここは下の東棟の水素の反応器のところ、ダイオキシンの、これは脱気槽のベントガスのところでございますが、ここのお話をさせていただきますと思っております。

それから、それぞれ処理工程で水素のベントガス、塩酸のベントガス、それから蒸留設備のベントガスということでございますが、それぞれどこでどのようなことになっているのかということでございまして、ここに番号が書いてございますが、この番号が先ほどのA3の縦長の番号と一致しているというふうに見ただけであればよろしいかと思えます。

それから、ベンゼンの問題につきましては、大きくはタール問題に関係してきます。このタール問題につきましては、ここの絵で見させていただきますと、東区画のところにピンク色で静置・蒸留・抽出と、こういうふうにかかれて、VTRから入って、液が東棟に入ってきて、真空加熱分離から入ってきて、東に来ます。ここで静置・蒸留・抽出という作業がありまして、そこで抽出されてPCBタンクに送られてくるという工程の中で、タール問題がここで発生して、閉塞とかが起きていると。これが大きくベンゼン問題に直接かかわってきているということでございます。

以上が、大体、システムのところでの考え方はそういうことでございまして、それぞれ個別

に中身についてご説明いたします。

4 ページのところに戻っていきますと、ダイオキシン類濃度（排気口）ということで、先ほどの42検体中、東棟の脱気槽ベントガスA系 1 検体におきまして、ダイオキシン濃度が0.12と、自主管理目標値0.1を超えておるといこととございまして、原因と対策でございますが、直ちに活性炭を予備機に切りかえ、仮設活性炭装置の増設、スクラバーオイルを交換するとともに、再測定を実施してございます。その結果、0.013という形で自主管理目標値未満を確認してございます。

この原因でございますが、活性炭の吸着機能が計画よりも短期間に低下してしまったということで、その原因は何かということ考えているわけですが、それにつきましては、PCB以外に先ほどのベンゼンが多く出たことによって、それが吸収され、機能低下したのではないかと、今現在、そのように考えてございます。当面の対策といたしましては、スクラバーオイルの濃度管理、活性炭吸着機能の管理、これもベンゼン等の濃度管理ですね、それからベントガスの排出時間を長くして、一気にこういうものを出さない。そのようなことを行うということにしてございます。

次に、ベンゼンでございます。これにつきましては、16検体中6 検体のところで発生してございまして、0.6から450と、自主管理目標値0.35を上回ってございます。

なお、環境モニタリングの調査でのベンゼン濃度につきましては、敷地境界3カ所で測定した結果は環境基準を下回っていたということとございます。

原因と対策でございますが、結果を踏まえて、スクラバー液の交換ですとか、活性炭の予備機への切りかえ後、再測定いたしまして、自主管理目標値未満であることを確認してございます。

それから、分離回収液PCB油を静置分離後、第1、第2低沸蒸留塔でPCBを蒸留分離する際に、油中に含まれていたタールが機器、配管に付着いたしまして、固形物が発生し、閉塞を生じさせたと。そこで、点検・清掃作業の軽減化を図るために、第1低沸蒸留塔のバイパス配管を設置したということなんですが、ちょっと図-1というふうに書いてございます。5 ページの上のほうに図が書いてございます。

静置分離処理というのがありまして、これは先ほどのVTRから出てくる分離回収液をここで静置分離するということとございまして、そこから出てきたのは上層中間槽からPCBを抜き出すと。そのPCBに対しては、第1、第2低沸塔を通して活性炭処理をして、反応処理が行われると。これが正規のルートでございます。この第1低沸、第2低沸は、低沸成分、主に

三塩化ベンゼンを除去していきたいということでしたが、ここの機能が、先ほどのターールが固まって閉塞してしまいまして、全く機能していなかったということで、液を抜かなければいけない、清掃もしなければいけないということでございまして、そこでやむなくバイパス配管を使って、そこで液を流していったということでございます。そのときに、ここにベンゼンが入って行って、反応のところに出てきたということではないかと思っております。

そのくんだり4ページの真ん中ぐらいで、第1、第2低沸塔の点検・清掃作業のため、一時的にバイパス配管を使用し、PCB分解を行いました。このときPCBにつきましては完全に分解されてございます。分離回収PCB油中のトリクロロベンゼンやベンゼン等が反応器に入りまして、一部がベントガスのベンゼン濃度を増大させたのではないかとこのように考えてございます。

ターール対策といたしましては、これはターール固化物の除去とか、ターール固化物発生の抑制を含むんですけども、それを進捗させまして、まずやはり第1、第2低沸塔の安定運転を確保しなければいけないだろうと思っております。

次に、トランス油をトリクロロベンゼン分離塔や第1低沸塔でトリクロロベンゼンとPCBに蒸留分離する際に、温度等の制御を安定化させ、温度等の適切な管理をすることによって、トータルクロロベンゼンの濃度を上限以下に維持徹底すると。これにつきましては、ガスクロマトグラフの質量分析計を1台増設しておりますので、施設内の分析により濃度管理が徹底できるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、今後、継続的に測定し、その効果があるのかどうか調べていきたいと、そのように思っております。

それから、5ページのところの塩化水素でございます。16検体中3検体が自主管理目標値を上回り、西棟のトリクロロベンゼン分離装置及び東棟の塩酸ベントガスA系において塩化水素濃度が0.93から200となってしまっております。

原因と対策でございますが、塩酸ベントガスA系は、アルカリスラバーの液交換、それから活性炭を予備機に切りかえた。結果として、0.12と自主管理目標値未満を確認してございます。また、トリクロロベンゼン蒸留分離塔は、高濃度の結果判明後、速やかに活性炭を予備機に切りかえて再測定し、自主管理目標値未満を確認してございます。

トリクロロベンゼン蒸留分離装置でトランス油を蒸留する際に、オフスペック解消のために蒸留温度を高めた運転をした結果、塩化水素が高濃度に検出されたということで、トリクロロベンゼンとPCBを分離し、トリクロロベンゼンの中に極力PCBが入らないようにしようと

いうふうにするためには、温度を高める必要があるということでございます。温度を高めると、逆に今度は塩化水素が高濃度で検出されるというところでございます、ここで温度管理が非常に難しいということで、上限温度を定めて蒸留温度を低減する措置を講じてございます。

それから、東棟塩酸ベントガスA系は、回収塩酸中間槽のベントガスを排気しておりますが、アルカリスクラバーのスクラバー液及び活性炭の管理方法の変更を今現在検討してございます。

さらに今後、継続的に測定し、管理の方法を検討していきたいと、そのように思っております。

それから、窒素酸化物、ばいじんでございますが、これにつきましては、同じくA3の表のところのそれぞれの番号の下のところをボイラーというのがございまして、そこに窒素酸化物とばいじんという形で数値が出ておりますが、これについては問題なかったと思っております。

それから、悪臭、騒音・振動でございます。これは別とじの11ページを見ていただけたらと思います。このページで悪臭、騒音・振動ということで書かれてございまして、まず悪臭でございますが、東西棟の敷地境界の悪臭ということで東西にそれぞれ書かれてございまして、維持管理値に対して結果がどうだったかということで整理されてございまして、基本的にはこのところについては大きな問題はないと思っております。

西棟のところの真空加熱分離装置の排気口、この臭気の問題でございますが、ここは自主管理目標値、アセトアルデヒド、トルエンを設けてございます。ここにおいて、アセトアルデヒドについては数字は少ないんですが、トルエンにつきましてはほぼ自主管理目標値と同じような数値を示してございます。それから、臭気排出強度につきましては、維持管理値よりもはるかに少ないという数字を示してございます。

それから、上の表でございますが、騒音・振動の整理でございます。敷地境界における4地点、東西南北、それに対してまたそれぞれ朝、昼、夕方、夜間ということで結果を整理してございますが、いずれにおいても維持管理値以下であったということでございます。

先ほどのA3の表でございますが、マーキングしてございまして、のところはブルーでハイライトをしてございます。これが塩化水素でございまして、平成19年12月から1月にかけて0.93と、0.61を超えて、20年3月から一気に200に上がってしまっていて、今現在、0.1で落ちついているということでございます。

それから、のダイオキシンですけれども、黄色でハイライトをしてございますが、20年3月4日が0.12ということで、0.1を超えてございまして、現在、0.013という数字でございます。

それから、グリーンで書かれてございますのがベンゼンでございまして、19年12月と20年1

月の段階では420という大きな数値を示しておりまして、現在、0.26ということで落ちついてございます。同じくその下、450で、そのとき、落ちついて0.6まで下がったんですけども、まだ下がり切れてないということで、今現在は0.05になってございます。

次に、 が塩化水素でございまして、1.6が0.12と。それから、次にベンゼンでございまして、3月、4月に1.7ということで、今現在下がっていると。

その下、ベンゼン、2つでございまして、3.2、99ということで、今現在は数値的には下がっておるといってございまして。

ここにそれぞれ番号に丸が書いてございまして、次に9ページのところを見ていただきますと、換排気の処理工程のところでございますが、このところにスターマークがついてございまして、西のスターマークのところは全部、丸番号が書いてございまして、この番号と先ほどの分析の番号が一致してございますので、9ページにつきましては、一番上の西棟についてはトリクロロベンゼン分離装置のところはスターマークがついてございまして、これが塩化水素に関する工程でございます。

次に、10ページでございますが、東棟の のところの脱気槽のベントガスA系でございまして、ここがダイオキシン濃度のところでございます。それから、 、 、これは蒸留設備のベントガスA系、B系でございますが、これは先ほどご説明したベンゼン濃度のところの処理工程でございます。それから、 塩酸ベントガスA系、これがベンゼンと塩化水素のところの関係でございます。それから、 、 、これが水素ガスのベントのA系、B系の処理工程でございまして、これはベンゼン濃度の関係だということで、スターマークをつけさせていただきました。

私からの資料のご説明は以上でございます。

福永委員長 どうもありがとうございました。

ご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。はい、どうぞ。

渡辺委員 渡辺です。今回、ちょっと説明を今伺いしてて、難しいんですねこれ、話がね。まず、おさらいですけども、まず排水と、それから排気の問題であると。排水のほうは比較的わかりやすく、洗濯排水が恐らく原因だっただろうということでありましてね。これは、活性炭を排水の枡に入れることで、何とかできるだろうと。今、再分析をしているということですね。

それから、排気のほうなんですけど、こちらがちょっと難しく、出てくる化合物が、ダイオキシンと、それからHClと、それからベンゼンと3つあります。ダイオキシンがちょっと今、

僕、まだよくわかっていないんですが、まずベンゼンのほうは、これはトリクロロベンゼンを分解する過程、ダイオキシンを分解する過程、どちらでしたっけ……、でできるんですよね。これはPCBかトリクロロベンゼン、どちらの分解からできるんですか。ちょっとこれ、もう一度確認をお願いしたいんですが。ベンゼンですが、どちらであっても構わないんですけども、分解過程からできるんですよね、これは。あるいは……。

櫻井副所長 大阪事業所の櫻井です。今の質問にお答えさせていただきます。

まず、ベンゼンというのは、先ほど清水が説明したように、PCB廃棄物を真空加熱分離装置で分離するとき、熱分解の過程でタールが出てくるというのがございまして、それが今回のトラブルの一因になっております。それともう一つ、その過程でベンゼンが発生いたします。

それともう一つは、トランス油の中に、PCB以外に絶縁油といたしましてトリクロロベンゼンが含まれております。それが蒸留工程で分離するわけですが、それが液処理のほうに、今、設計、それから運転管理上は、トータルクロロベンゼンとして200ppmということで、今、運転管理を行っておりますけれども、この場合に、それ以上になりますと液処理工程で反応しまして、ベンゼンに転化するというのがございます。

その辺、ちょっとはしよった説明をしておりますけれども、通常、200ppm程度ですとほとんどベンゼンに転化しないということも実証試験段階でも確認がとれておりますけれども、それが高濃度になりますとどうもベンゼンに転化するというのが今回、我々も運転管理上確認させていただきましたということでございます。

渡辺委員 ということは、ベンゼンの出どころは、VTR、真空加熱分離装置で熱分解によってできるというのが一つ。もう一つは、トリクロロベンゼンとPCBとを分離した後で、幾らかトリクロロベンゼンがPCB中に入り込むと。それが、その後のパラジウムカーボンの分解過程で、トリクロロベンゼン由来と思われるベンゼンが発生すると。この2つがあるということ、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

では、タール問題ということで先ほど清水所長からお話があったんですけども、実は僕まだ頭の中で十分につながっておりませんで、資料の5ページ目にあります図-1「分解設備中間処理：低沸成分分離システムフロー」と書いているものがあります。この静置分離処理から上層中間槽とか、いろいろ書いているわけですが、これはカラーで全体の処理工程が書いているもう一つの12ページ目のものでいいますと、どこの部分に相当するのかを少し確認したいかと思えます。このカラーで書いているものでいいますと、トリクロロベンゼン蒸留・分離した後で、これをPCBタンクに入れます。まずこれが、ここのことを言っているんですか、

あるいはこの静置分離というのはVTRの後のことを言っているのか、これはどちらなんでしょう、これがよくわからないんですけども。

櫻井副所長 私のほうから今の質問にお答えさせていただきます。

12ページと、それから図 - 1というのは、ちょっと我々のつくり方でわかりにくいところがあったのはどうも申しわけございませんでした。これの関連についてちょっと説明させていただきますと、まず真空加熱分離、先ほどのちょっと清水の説明と重複しますけれども、真空加熱分離で気化分離された回収PCB、これを、破線が書いておりますけれども、これは西棟と東棟ということで中段より下のところに破線が書いてますね、ここで一旦分離液をためまして、東西の輸送の専用容器がございまして、それで東の液処理のほうに送ります。それが下向きの赤い矢印。

それで、今度、東棟のほうの困ってございます静置・蒸留・抽出というところの最初の静置というのが、この図 - 1でいいます静置分離処理というところに該当いたします。次の蒸留というところが、第1低沸蒸留塔、それから第2低沸蒸留塔というところに該当いたします。それから、真ん中よりちょっと下、左のほうに、Pd/C触媒水素ということで、ここに楕円のタンクが書いてございますが、これが図 - 1でいう反応処理というところに該当いたします。

それから、PCBタンクとか、そういうものがございまして、これがここでいう塔底油受槽ということでございます。あと、処理工程の図のほうは、活性炭処理とか、そういうところはちょっとこの中には記載してございません。

以上でございます。

渡辺委員 わかりました。復習いたしますと、これ、しつこくやっているのは、多分皆さんわからないと思うんですよ。それでちょっと復習したいと思ってるんですけども、カラーで書いているほうの真空加熱分離で分離をした後で、この後、この液を西区画から東区画へ、自動車といいますか、トラックといいますかで液を移動して、これをこの後、静置・蒸留・抽出するというふうになっています。この静置・蒸留というのがそれぞれ、この静置というのが、図 - 1、カラーじゃないほうの左上の静置分離処理をあらわしていて、この後、蒸留というのは、カラーのほうの蒸留は、図 - 1の静置分離処理の下に行って、上層中間槽をってから、この後、第1及び第2低沸蒸留塔と書いている、このことをあらわしているんですよ。

この後ですが、蒸留した後で、カラーのほうでは、右ではなくて、左のほうに行って、戻って、下のPCBタンクに入るわけですね。PCBタンクに入る、このPCBタンクと言っているのが、図 - 1でいうところの塔底油受槽と書いている、これに相当すると思います。ここで

一遍PCBをためてから、さあ、では分解処理するぞというのが、カラーの図であるところのPd/Cの水素化反応、このところに入れるわけですが、これが図-1でいうところの反応処理というところに相当する。図-1では活性炭処理と書いているけれども、これはカラーの絵には入っていないということになります。

ですので、先ほどというか、これ、図-1で見ますと活性炭処理と書いていますから、ここで活性炭で何かをとっているかのようなイメージがありますが、これは何か意味があるんですか。

櫻井副所長 ここで活性炭処理をしていますのは、主に反応処理の工程で触媒を使用しますので、そこで触媒の活性に影響を与えるようなものをこの活性炭処理で除去していると。吸着除去するという工程でございます。

渡辺委員 わかりました。今、大体、フローはわかったわけなんですけど、問題になりましたベンゼンと言っているのは、図-1、カラーでない図-1のほうで、この静置分離処理、すなわちそこから静かに置いておいて、その後、トリクロロベンゼンなどを、本来はもう一遍これを除去する必要が、除去といいますか、軽いものはここで除去する、すなわち低沸蒸留塔、第1と第2のものがあって、そこで軽いものを除去してから反応処理槽に入れたかったんだけど、ここでタールがどうしても固まってしまって、安全上の問題が起こってきたということだと理解しております。そこで、そういうことのないように、少々のものであればそのまますぐに分解槽に入れてしまえということで、図の1では太いバイパス配管というのをつけているという、そういうことかと思いますが、これも間違いはないですね。

そうすると、ここで比較的沸点の低いもの、すなわち溶けやすいものというのは、第1と第2の低沸蒸留塔を通らずに反応処理槽へそのまま入ってしまったと。すなわちベンゼンですとか、多分、キシレン、トルエンあたりも出ていると思うんですけども、そういったものも排気、すなわち気相エア・フェーズですね、気体のほうでは、ここで液のほうに入らずに、気体として抜けていってしまったわけですね。これ、ちょっと具体的には、あと、さらに細かく言うとややこしいですけども、要は気体のベンゼンなどが本来はこの低沸蒸留塔でとっていただければよかったんだけども、なかなかとり切れなくて、最終的に気体を表に出す前に活性炭を通すので、そこに頼らざるを得なかった状態になってしまったというふうに考えてよろしいですか。すなわち、最後の防波堤であるところの活性炭にベンゼンなどが行ってしまったと、そういうふうに考えていったと思うんですけども、よろしいでしょうかね。

櫻井副所長 今、渡辺先生のほうから解説していただきましたけれども、先ほどちょっと私

が説明したときにトリクロロベンゼンのお話をさせていただきましたけれども、これがトータルクロロベンゼンとして200ppm程度であれば、ほとんどこの反応工程で、液晶中に存在するわけですけれども、ベンゼンに転化しないということが、今回の設備でもそれが確認されましたけれども、やっぱり一時的に、先ほどちょっと説明させていただきましたトリクロロベンゼンの蒸留・分離というところで、清水も説明しましたけれども、そこでちょっと不調になったときにトータルクロロベンゼンの濃度がちょっと高まりまして、一部、反応処理のところではベンゼンに転化したということで、それが東棟の 、東棟の 、 というところでベンゼンの高濃度につながる。

それとあと、先ほど気層がということで、反応しますとかなり260 という温度になりますので、そこで気化されたものが東棟の 、 というベンゼンの濃度の増大につながったということで、水素は触媒で使用された分だけ純度を保つために補給されますので、そこで循環しますので、やっぱり一部、排出の中にベンゼンが含有されてしまったということでございます。

中地委員 中地です。難しい話はしないつもりなので、ちょっと事前に資料をもらったのが遅かったので、余りきちんと見切れてなかったんで、言ってないんですけども、モニタリング結果についてということで、モニタリング結果の報告として今回出されているんですが、要するに時間経過が出ていないので、皆さん非常にわかりにくいというのと、結果の評価をして、すぐ原因と対策に入っているのが、ますますわかりにくくなってきています。

それで、こういうふうに今後報告してほしいということで少し提案も含めてなんですけど、いつ幾日、モニタリングをして、いつ幾日、結果が出ましたと。その時点で基準を超えましたというのはわかるんですが、基準を超えたのは、マニュアルで停止をして確認をしますとかというのは、そういうマニュアルどおり対策を考えましたということで、その際に、これを見ますと、例えば1月とか12月にはかかれたやつは、3月とか4月に結果をもらっておられるので、二月ぐらい期間があるわけですね。その間、要するにベントガスとして排気として環境中へ出したかどうかということについての評価をまずしてもらって、この事故自体がどれぐらい環境に影響を与えるものなのかどうかというふうなことをした上で、それで基準値を今後超えないように、対策として、原因を究明して、こういうことなので対策をしましたと。対策をしたことについて、それがよかったかどうかという形で、もう一度、モニタリングをし直したら、対策どおりきちんと低減されましたみたいな形で、少し時間経過を含めて説明をしてもらおうとわかりやすくなるのかなと。

それとあと、これ今回、基準を超えたことを事故と見るのか、また故障とか支障とかという

のは、いろいろと安全工学上は言い方がありますが、どのレベルの問題なのかというふうなことを、JESCOさんのほうで社内的にはこういうふうに考えていますというふうなことをきちんと言ってもらって、それに対して、そんなに大した、ほとんどベントガスというの、例えば週に1回とか、月に1回、液を入れかえるときに何立方メートルが出るだけですよ。当然、大気に拡散しますと。基準値を超えていたからといって、もうほとんど周辺から見ると微々たるものですよというふうな形で説明してもらったら、最初から聞くほうもそういうものだということがわかった上で、それじゃどういうふうに改善されたのかというふうなことを聞けるわけなんで、そういうふうにしてもらわないと、一律、例えば操業を必ずとめて全部点検しなきゃいけないというふうな大きな事故だというふうな話じゃないのであれば、そういうふうな形で説明をしてもらったほうがわかりやすいと思います。

だから、ちょっとこれも、社内のほうで事故が起きたときは、それこそ豊田事業所とか東京のほうでは何度もやられている話なので、どういうふうな形で報告されているのかというのは、割と統一した、事業所内でもいいんですけども、統一したマニュアルをつくって、それに従って報告をしてもらおう。当然、こういうことが今後、何度もほかのところで起きる可能性があるんで、そういう形でわかりやすい形でやってもらおうというふうにしていただけませんかでしょうか。それで、どちらにしても、維持管理値あるいは自主管理目標値というのは定めていって、それを超えたことに対しては対策をとるとというのは、当然、安全に操業するためには必要なことなので、それはやりますよというのは報告してもらって結構だと思うし、報告していただかなければいけないことなんですけれども、そういうふうにして説明していただきたいということで、ちょっと意見として申しておきます。

福永委員長 はい、どうもありがとう……。何かコメントありますでしょうか。

清水所長 今回はすべて何でもかんでもちょっと押し込めてしまったということは先生のご指摘のとおりでございまして、私どものほうは、ルールといたしまして、維持管理値を超えたら、すぐさま大阪市のほうにご連絡するというのが第一原則でございまして、それで自主管理値の問題をどうするかという話につきましては、今まで自主管理値につきましては、月に1回、定例会議というのがございまして、それから現地立ち会いというのがございまして、そこにおいてご報告させていただいて、それで1カ月まとめて市のほうにご報告して、指導を受けていくと、こういうことだったんですけれども、そこら辺がちょっと私どものほうは、きつきつになってしまいまして、何でもかんでも12月と3月のデータを並べて、また対策まで並べてしまつてと。これについてはちょっと反省しておりまして、極力、情報については、先生のと

ころにお話するタイミングが幾らでもございましたので、これについてはきっちりこれからしていきたいなと、そのように思っております。

それから、ダイオキシンの0.12の考え方でございますが、ここに自主管理目標値ということと0.1というふうに定めておりますけれども、私どものほうは、今回このダイオキシンが排出される量は6立米程度でございまして、全体の排出量としては非常に少ないのではないかなというふうに思っています。それから、もう一つ、3月の時点で0.12という数字でございまして、1カ月たったら、これは言うのはあれなんですけれども、毒性等量が変わってございまして、これで換算しますとその半分の0.06と、こんなような数字も一方でございまして、それは別といたしまして、今回やはり0.1と定めてございますので、0.12ということで速やかにご報告させていただいて、市のほうと相談させていただいたということです。これについては、地元のほうにも、この問題については、急いで第一報を入れさせていただいたというところがございます。今後、先生のご指摘を受けて整理していきたいなと、そのように思っております。

福永委員長 どうもありがとうございます。時系列的に、それほど心配しなくてよかったんだということも含めて、お話をいただけたらというお話。

一つ、ちょっと私のほうからも教えてほしいんですけれども、要は反応系、第1あるいは第2低沸蒸留塔にタールがたまるということが、あれこれの今起こっている論議の対象になっている項目だと思うので、その対策として、タールがたまらないようにとか、温度管理を正確にということを言われているんですが、実際に温度管理そのものはそんなに簡単にはいかないと思うんですが、何度から何度ぐらいの幅で管理をするというふうに、これは大体なっているのでしょうか。あるいは、それはどのようにしてされるのかとか、あるいはタールももっと頻繁に除去するとかおっしゃっていますけれども、その辺のちょっともう少しお話をいただけたらと思うんですが。

櫻井副所長 ただいまのご質問に対して答えさせていただきます。

先ほど説明しましたとおり、真空加熱分離装置でどうしても処理工程途中でタールが副生してくるということで、その取り扱いの基本的な、今、運転管理上の事象がいろいろ起きてきているということで、これを基本的に設計しております各JVと、それから運転会社、それと当社ということで、定期的に今、対策会議を開きまして、取り組んでおります。

具体的には、タールをためておるところですね、そういう沈降をするようなところはどうしてもタールが固化してきます。そこは50 以下にキープして、できれば20 ぐらいが一番いいと。流動性を保ちながらということで、今、冷却も強化しております。

それと、どうしても固化して、除去しなきゃいけないタール固化物につきましては、フィルターで今、除去をしているということで、真空加熱分離を東西輸送容器に送り込む中継槽がございませぬけれども、そこで今、容器に充てんする前に除去をしていると。そのフィルターが詰まった場合には、併設しておりますので、交換しながら、溶媒洗浄したり、それからもっと固まりがひどいときにはアルカリ洗浄をするということで、今取り組んでおります。それとあと、東のほうも同じような状況でございまして、まずそういう流動性を保つということが1つ。それから、どうしても固化は避けられませんので、温度を下げられるところは下げておりますけれども、そこはフィルターで除去する。

それと、ポンプ循環ですね、そういうタンク類につきましては流動性を保つということで、配管につきましては循環させる、それから滞留をなくすと。どうしても必要なときには、その系をとめまして、点検・清掃を行う。そのときに作業環境をきちんと守るために、グリーンハウスで囲って、化学防護服を着て対応しておりますので、そういう点検・清掃の作業を軽減するという意味で、こういうバイパス配管を設けて、点検作業の軽減化を、随時実施していると。

それとあと、委員長のほうから、温度を下げるといっても限界があるんじゃないかということでお話がありましたけれども、タールにつきましてはどうしても発生すると。ただ、少しでも抑制できないかということで、今、先生がご指摘なされたような、生成しやすいようなところでの温度管理ですね、その辺の見直しを今、JVと一緒に条件検討をやっておるといふ最中でございます。

以上でございます。

福永委員長 はい、どうもありがとうございました。

ほかに。はい、どうぞ。

中室委員 今、ベンゼンとか、こちらの排気のほうの話題も出ているんですが、排水と排気、今回は2つともオーバーする部分があったんですが、水のほうは先ほども出ていたように両方とも人由来のような原因だということで、大きく見ると、水のほうは人由来、もう一つ、排気のほうは処理工程の条件のふぐあいというか、そういうことで起こっているんだと思います。

そういう意味では、特に人のほうは、微量がオーバーしたとしても、やはり人が、管理上、気の緩みとか、いろんなことで起こる可能性が十分あると思いますので、そういう管理をより徹底するとか、あるいは細かい点での、靴から、雨水もそうですね、多分そうだとわかれていっているんですが、そういうことは容易に防止は可能だと思いますので、徹底すればいいのかなというふうに思います。あと、洗濯機もそうだと思います。

もう一つの工程のほうは、今、出ているように、私もずっと聞いていて、非常に複雑なんです、大きく2つ原因があるというふうに考えていいんですか。この工程の中で、1つは真空加熱分離のところの不具合というのと、それから、トリクロロベンゼンとPCBを蒸留・分離すると。そこからもトリクロロベンゼンが場合によってはPCBタンクのほうに行く可能性があるというふうなお話だったと思うんですが、要は2つの経路があるということが、管理上、今、中継槽とか言われているタールの問題とは別個に2つあるようですから、その管理上の条件とか、そういうものが、タールのほうはわかるんですが、蒸留のほうで何か起こることがあるような話をされていましたが、それはどういう形で起こるのでしょうか、その予測されるトラブルというのは。

櫻井副所長 トリクロロベンゼンのところの先ほど温度が上がったときにというお話を説明させていただきましたけれども、もうちょっと具体的にお話ししますと、このトリクロロベンゼンの蒸留塔は、塔底の温度で今250 を上限にしまして、それ以上に上がってきますと、PCBが縮合をいたしまして、PCBとHCl、塩化水素に変化いたします。それが急激に、文献等でも当然我々も把握はしていたんですけども、こういう系でどのぐらいの温度が最適なのかということで、今回、250 をちょっと上回ってしまいまして、運転管理上非常に反省しておりますけれども、急激にそういう塩化水素の発生につながったと。

あともう一つは、やっぱり蒸留温度が今度は逆に下がりますと、東棟のほうに送りますトランス油を蒸留分離しました、抽出蒸留というんですかね、PCBの中にトータルクロロベンゼンが200ppmという運転管理上の限界を上回ってしまったときにこういう問題が起きたということで、その辺が我々、今、反省点として、先生方も事前にも指摘ございましたけれども、反省点として、今後の運転管理上の強化につなげていきたいと。もちろんこれは運転会社さんを含めて教育をきちんとして、その辺の周知徹底を図るようにしていきたいというふうに思っております。

福永委員長 はい。

中室委員 もう一つ、今の蒸留・分離のところですね、タンクでやられている、これ、バッチなのか、連続なのか、ちょっとその辺も覚えていないんですが、要は時間的にどういう状況のときに、それが要するに低温を下回るか、あるいは250 をどういう状況のときに起こりやすかったのか、多分それはある程度チェックされているのかなと思うんですが、その制御をいかにするかということだと思いますので。

櫻井副所長 先ほど同じように清水から話がありましたけれども、蒸留の成分をきちっと見

ながら管理しているんですけども、たまたまこのときにそういうPCBとTCBの分離の問題がちょっと発生しておりまして、運転条件を変更したりしてたときに、そういう事象が発生してしまったということでございます。

中室委員 はい、わかりました。

福永委員長 はい、どうもありがとうございました。

じゃ、ちょっと手短にしてください。

渡辺委員 手短で。先ほどしつこく聞いた理由は、廃棄物処理施設の改造を行ったわけです、今回は。ですよね、バイパスをつくったので。改造を行うというときには、軽微な変更を伴う何々ということで、市役所なり県に対して届け出をして、審査をして、オーケーという、そういったプロセスがあったと思うんですけども、これがまずあったのか、なかったのか。

それから、本来ですと、これ、許可を出しているのは大阪市のはずですので、大阪市側が、すなわちタール問題でバイパスをすれば、活性炭に負荷がかかってしまうということは、本来予見すべきことだったんじゃないかと。僕は実は、JESCOさんに対して、現場の人間の感覚として、閉塞することは大変怖いことですので、そういうことがないように最善の策をとったのだというふうに思っておりますし、ここでJESCOさんの職員の方に萎縮されて、次から口を開きたくないという気持ちになってもらうのが一番恐ろしいことです。それよりも、これを本来審査をするべき大阪市がこの事態をどれぐらい予見していたのか、全く気がつかなかったのか、あるいはまずいと思ったのか、この辺は大阪市さんのほうに聞いてみたいというのが実は僕の気持ちなんですけれども、いかがでしょうか。

鈴木課長 大阪市環境局産業廃棄物規制担当課長の鈴木でございます。

まず、2点あるかと思いますが、まずバイパスにつきましてですけれども、これにつきましては私ども、今回、緊急避難的に使用されたというふうに認識をしております、本来の設備ラインを変更するという問題ではないということで、軽微な変更には当たらないというふうに考えております。しかしながら、今回、先生のほうからご指摘もございましたので、きょうも来ていただいております環境省のほうとも再度ご相談の上、もう一度、その必要性、法的に必要か否かということをもう一度判断したいというふうに考えております。

それから、もう1点、今回の活性炭の破過が非常に早まっておることについての予測はできたかというご質問だろうと思いますが、PCB、ダイオキシン類については、当然、我々は注意を払っておって、毎月1回、立入調査をし、もしくは定例の会議で、気がついたところについてはJESCOのほうにも厳しく指摘をしているところでございますが、今回のべ

ンゼンという物質の発生については十分に予想はしておらなかったということで、今回の問題を機会に今後は十分指導してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

福永委員長 はい、どうも。はい。

渡辺委員 しつこいですが、今回のようにタールとベンゼンを一緒に取り扱わざるを得ない形になります。すなわち、ラードオイルとペラペラの薄いしゃぶしゃぶの天ぷら油と一緒に扱わないといけない、そういう難しいことを強いられているわけですので、しかもそのラードオイルに相当するものは、物によって固かったり、少し柔らかかったりするわけですので、毎回毎回点検していても、やはり閉塞なり何なりが起これると思うんですね。ですので、そこは現場の方の感覚を頼りに最善を尽くしていただくことをお願いするとともに、活性炭にある程度頼らざるを得ないということは、ここでやはり皆さんにご理解いただきたいかと。

僕も実はこれ、先日、事前説明を受けてから、塩酸とベンゼン、どうしようもないなど、これは思いましたものですから、活性炭に頼る、すなわち活性炭の前後でのモニタリングも続けながらやっていただいて、ぜひとも次回、やっぱり破過が早いところがありますとか、そういった話をまた聞きたいなと思っております。安全なところもあると思えますけれども、ぜひともそういう最初のセオリーどおりにはいかないことは幾つもありますので、それを皆様にも共有していただきたいかと思えます。どうもすみません、いろいろしつこく言いまして申しわけありません。

福永委員長 はい、どうも貴重なご意見をありがとうございます。それでは、花嶋委員。

花嶋委員 排水のほうなんですけれども、濃度的には大したことはないということはよくわかるんですけれども、3ページのところで、洗濯機の排水が原因だろうということで、ただその対策として洗濯機を2台増設したというのは、これは結局、たくさんの水で薄めてしまったということなのではないかなと思うんですけれども。増設したら、確かに基準値はクリアできるだろうけれども、でも余り根本的な対策ではないような気がするんですが、というか、苦し紛れというか、必要なければ、洗濯機の増設も必要ないんじゃないかなという気もいたします。

それから、じゃ洗濯するものというのは、どなたかが着ていたり、何か使ったりするものなのではないかなと思いますが、これはどのようなものを洗濯されていたのかについてちょっとお聞きしたいんですけれども。

清水所長 根本的な解決は、洗濯機2台を増設したことで解決したとは思っていませんので、そこはやはり一時貯留槽をすべての洗濯機につけて、そこで活性炭を処理するんだというのが

……、一方で、作業の洗濯のやつにもかなり負荷がかかってございますので、1台の洗濯機に。そこはやはり分散させてあげようという意味合いでございます。

それから、どのような作業着を洗っているのかというと、今、私たちが着ているこのような作業着を洗っているんでして、実際、入って汚れているものは、タイベックスとかというものは洗濯機にかけているわけではないんですけども、こういうものを一応中で洗っているんですけども、やはりそういうものでも、一応、現場に入ると、何らかの形でそういうところに粉じんというんでしょうか、そういうものが特につくと。先ほど渡辺先生からタール問題のお話が出ていましたけれども、やはりいろいろな詰まったときに、改造しなければいけないとか、清掃しなきゃいけないというのが、そういうのがどうしても作業着についちゃう。そうすると、どうしても作業をしている方たちにそういう負荷がかかっていくと。だから、そういう意味でも清掃を少なくしなければいけない、詰まってはいけないと。そういうこともあわせてやっていくことによって、また洗濯機のほうについてもそういうものは軽減していくんだと、そのように考えております。

福永委員長 はい、どうもありがとうございます。

いろんなご意見が出ましたけれども、現場が非常にご苦労されているということは、委員の先生方、皆さんご存じで、その上でなお、できるだけ出ないようにということからのご意見ですので、そういうことでひとつ現場の方々も頑張っていたいただきたいということで、よろしいでしょうか、この項について何か。なければ、そしたら……。はい、どうぞ。

中地委員 確認ですけれども、ダイオキシン類で基準を超えているのは、一応、基本的にはコプラナーPCBということで、PCB由来というのを確認した上で対策しているということですね。それを言うておいてもらわないと、ほかの焼却由来のPCB、ダイオキシンが入ってきてるとかという話だったら、全然違ってきますので。

清水所長 はい。

福永委員長 そういうことですね。PCB由来だということでよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間も予定の時間を越していますので、議題2ということで、資料-2に基づきまして、環境モニタリング調査についてということで大阪市からご報告をお願いいたします。

鈴木課長 大阪市の鈴木でございます。続きまして、資料2、環境モニタリング調査につきましてご説明をしたいと思います。

まず1番目、調査目的について記載しておりますけれども、JESCOの処理施設の稼働に

伴うP C B等を測定して、周辺環境への現況、影響を把握するというので、平成17年度から実施をしております。

2にありますように、平成20年度の調査につきましては、まず調査場所でございますが、引き続きJ E S C O大阪事業所周辺ということと、桜島地点、これはJ E S C O大阪事業所から最も近い住宅地ということで、桜島を設定しております。ただし、昨年まで本市の経済局の用地を使用して測定を行ってございましたけれども、売却ということで平成20年度以降は使えないということで、ここにも記載しておりますとおり、建設局の梅町抽水所、これは先ほどの経済局用地より北側に約200メートル、地点を変更しておるということでございます。

調査期間につきましては、昨年度に引き続き夏季調査、平成20年7月23日から30日まで、それから冬季といたしまして平成20年12月中に実施をしたいというふうに考えております。

それから、の測定物質及び測定時間でございますが、P C B、それからダイオキシン類につきましては、7日間連続採取ということでございます。それから、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにつきましては、24時間連続採取というふうにしたいというふうに考えております。

続きまして、次のページをおめくりいただきたいと思いますが、参考として、平成17年度から平成19年度までのこれまでのP C B、それからダイオキシン類等の経年の濃度変化を一覧表にまとめております。一番上の表はJ E S C Oの大阪事業所、それから真ん中が桜島地点、それから一番下が大阪市内の12地点でございます学校や区役所を利用した環境モニタリング調査、これの結果を示しております。

数値でございますが、まず一番上のJ E S C O大阪事業所の経年変化でございますが、左側に各物質を示しております、一番右に環境基準等を示しております。ごらんのとおり、例えばP C B、一番上につきましては、環境基準の100分の1以下というふうなこと、ダイオキシン類については0.6の環境基準に対しまして10分の1程度ということで、その他の物質についても十分基準を下回っている状況であるということでございます。

真ん中の桜島地点も同様でございます、ここでは一番上のP C BにつきましてはJ E S C O大阪事業所よりさらに環境基準値を十分下回っておりまして、例えば500分の1以下というふうなかなり低い濃度で変動をしております。

一番下が市内の環境モニタリング調査の結果でございますが、ダイオキシン類につきましては四季の調査を実施しておりますが、ここでは、後ほどご説明しますグラフで夏期の状況、冬期の状況をご説明いたしますために、四季平均の濃度と、夏期、冬期の調査濃度を示しており

ます。

それでは、次のページを見ていただきたいと思います。ここではダイオキシン類の濃度結果を縦軸に濃度、横軸には17年夏から19年冬までのこれまでの測定結果をグラフに落としたものでございます。真ん中に紫の縦線がありますが、これはJ E S C Oが平成18年10月に稼働いたしました以降、右側がその濃度、左側が稼働前の濃度というふうに見ていただければというふうに思います。

環境基準が一番上のところに0.6というふうにあります。このグラフで、J E S C O、桜島、市内平均、色で言いますとJ E S C Oが赤の棒線で、桜島はブルーで、市内平均は緑で示しておりますが、はるかに環境基準を下回った状況でございます。なおかつ、緑、市内平均よりも、J E S C O並びに桜島の濃度はさらに低いという状況でございます。まず問題がないというふうに考えております。

以上でございます。

福永委員長 はい、どうもありがとうございました。

何かただいまのご報告につきましてご意見ございますでしょうか。差し当たって心配になるような状況ではないというご報告であったかと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3、今後のP C B廃棄物搬入計画についてということで、引き続き大阪市からご報告をお願いいたします。

鈴木課長 それでは、引き続きまして資料3、今後のP C B廃棄物搬入計画についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1にお示しをしておりますのは、これまでの大阪市のP C B廃棄物処理計画の内容でございます。少し読ませていただきますと、平成17年3月に策定をしておりますこの大阪市のP C B廃棄物処理計画、ここで基本方針としまして、当初2カ年、平成20年10月末までに、大阪市内の処理を完了するということを目途にしておるといふふうにしております。平成18年10月から搬入を開始いたしておりますので、この10月で市内の分については完了するという目標で今までこれまでやってきたわけです。

それから、次に2のところですが、大阪市内のP C B廃棄物搬入等の状況ということで、(1)に平成18年10月から平成20年6月までの搬入処理の状況を示しております。先ほど資料1でJ E S C Oさんのほうからご説明がありましたので、重複いたしますので割愛をさせていただきます。

それから次に、(2)に、現在未処理のP C B廃棄物、これは各事業所で保管されている台

数でございますが、これがどうなっておるかということでございます。

現在未処理の保管数量でございますが、合計のところに書いておりますとおり、トランス類で835台、それからコンデンサで3,853台、それから液の状態、ドラム缶で保管されている、184本ということであります。

そのうち大阪市の各部局で保管しておる数字でございますが、トランスで595台、それからコンデンサで453台、廃PCBで90本ということでございます。ちなみに大阪市の施設のトランスの部分、595台でございますが、この大部分は実は交通局のほうのものでございまして、何分にも大量のトランス等をこれまで使用しております、一部、予算化の問題も含めまして、もう少しスピードアップをしていく必要があるなというふうに考えております。それから、コンデンサにつきましては、下水の関係、水道の関係という、プラントを持っておる局、これが400台近くございますので、これらの早期処理が必要であるというふうに考えております。

本日も地元の皆さん方にご出席をいただいておりますけれども、此花区の実態はどうかということでございますが、トランス類については、此花区はすべて処理完了しております。コンデンサについて、なお215台、今現在で残っておるということでございます。当初、このPCBの処理施設を設置する際に、此花区の公害対策、公対協ですね、ここでいろいろ皆さん方、地元のご意見をお聞きしている中でも、梅香交差点より以北、住民の皆さん方が多数住まわっているところについては、早期に処理を進めてほしいというご要望がございました。そういうことで、この215台のうち5台だけが今、梅香交差点以北に位置しております。残る210台等につきましては、これは桜島線のUSJの近く、それから常吉、ですから住居地域の道路を通らない部分、ここにおおむね、ほとんどが2社の製鉄所、鉄工所なんですけれども、ここに保管をされておるという状況でございます。

この(2)の表の下に未処理の要因というふうにしてありますが、我々この原因について分析をいたしましたところ、やはり保管場所によっては搬出ができない機器があると。例えば地下の深いところの部屋に保管がされておるとか、建物を撤去しなければ出せないとかという、非常にそういう問題もございます。また、2番目には、使用中の機器も多数あるということ、それから一番大きな点は、民間の中小の事業所なんかで経済的に費用をなかなか捻出しにくいというふうなことがございます。

それから、その処理対象機器の台数でございますが、当時のこの処理計画を大阪市が策定した際よりも約1,400台ほど登録が増加しておるということで、こういうふうな要因が、今現在、未処理として、まだ処理できていないものがあるという状況であります。このような保管事業

者の事情等から、平成20年10月までに大阪市内のPCB廃棄物、これを処理完了するということは、現実、困難な状況だというふうに考えております。

次のページをおめくりいただきたいんですけども、次のページの「3 今後のPCB廃棄物処理」について、じゃ、大阪市としてどう考えるかということでございますが、(1)にその内容をお示ししております。大阪市内の未処理の廃棄物、これを早期に処理するために、さらに保管状況を詳細に把握していくということ、それから引き続き計画的な処理を進めるということで、民間の企業さんへの周知、これはもちろんでございますが、私ども本市の関係部局に対しまして予算化の確保、これを強く要請してまいりたいというふうに考えております。それから、2番目、排出困難物等の処理ということで、一部、漏えいの危険性があるとかという機器がやはりございます。そういうことで、これらは全国的な課題でもあるということでございますので、今後、国等にも早期適正処理のあり方というものを、どうあるべきかということをや要請してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、(2)、それでは近畿2府4県内のPCB廃棄物の搬入について大阪市としてどう考えるかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、大阪市内のPCB廃棄物についてはこれまで先行処理をしてきましたけれども、保管事業者の事情というふうなことで、これからどんどん大阪市内の処理が進むということは少し考えにくいということで、そういうことからいいますと、処理能力、処理施設の能力が下回る状況になってくようということでございます。一方、このPCB廃棄物処理事業でございますが、これは国の処理計画、平成27年3月までにという計画でございますので、近畿2府4県内のPCB廃棄物の処理を完了するということを計画として引き続きやっていかなければならないというふうに考えております。ということで、大阪市内のPCBの処理は先行していきますけれども、近畿2府4県のPCB廃棄物の処理、これを円滑に進めるために、これから市域外の機器についても搬入する必要があるというふうに考えております。

このような考え方で一番下のところに3つ目がございますが、大阪市内に保管されておるPCB廃棄物の処理、これは引き続き進めてまいります。

2番目、大阪市域外からの搬入、これは2府4県の私どもの産業廃棄物処理行政担当者、これで構成しております近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会というのがございます。このPCB廃棄物広域処理部会、ここで論議、承認されました搬入スケジュールに基づきまして行ってまいりたいということで、この委員会でもご了解をいただければというふうに思っております。

それから、最後でございますが、大阪市域外からの搬入に当たりましては、引き続き阪神高速道路湾岸線、これを通行すること、これを基本とすること、それから大阪市内で中間保管です、中継保管、これは絶対行わないということで、不法投棄等の原因にもなるというふうなこともございますので、こういうふうな環境保全対策、安全対策、こういうものに万全を期したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

福永委員長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまのご報告について何かご意見ございますでしょうか。

清水所長 別添についてでございます、重点搬入スケジュール表がついているんですけども、これについて簡単にご説明いたしますと、これ近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の処理部会という、これ、2府4県で構成されている部会でございますが、今後どのようにPCBを処理していくのかということでございまして、今大阪市さんのほうからご説明がありましたように、大阪市、一番上に欄がとってございまして、10月まで緑色がきっちり塗られてございます。これは大阪市のほうで全部埋めたいなと思って進めてきたわけですけれども、私ども12回にわたる説明会を何度も繰り返させていただいたんですけども、先ほどのご説明のように、全部穴を埋めることができないと。ぽつぽつどうも穴があいてしまうと。そこについては、10月まで、大阪府のほうから、その穴があかないように入れさせていただきたいという意味でございます。

10月以降はどのようになってしまうのかということでございますが、ここに大阪府、兵庫県、滋賀県、京都、奈良、和歌山と書いてございます。これは大阪市を除く大阪府でございますが、これは30台未満の中小企業をどのように対応していくかということで、それぞれの保管台数の割合で処理の台数を割り振ってございまして、それぞれエリアを分けて順番に進めていこうと考えてございます。このエリアを分けて進めていこうという考え方につきましては、収集運搬のことがございますので、余り拡大しているところからやるよりは、あるいはエリアをきっちり決めて、そこで私どものほうもそこにきっちり契約に入って、収集運搬がうまくできればなど、そのように思っています。

それから、30台以上については、そういう期限を設けずに、中小保管でどうしても契約ができないところは調整しようということで、大量保管または行政機関の保有者について整理していくということでスケジュールを組んでございまして、22年以降は、実際に21年をこのような形で動かしてみまして、いろいろ問題があれば、もう一度22年を見直していこうではないかと、

このようなことでこの表をつくってございます。

以上でございます。

福永委員長 どうもありがとうございました。

中地委員 単純な質問かもしれませんが、1ページ目の大阪市内のPCB廃棄物の搬入状況と、未処理のPCB廃棄物の内訳とその要因というやつが口数が合わないんですけれども、例えば保管数量のトランス類、JESCOの登録台数というのは、搬入実績と未処理の保管数量とを足せば保管数量になるかと思うと、そうじゃなくて、それぞれトランスで40台、コンデンサで300台くらい数が合わないんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

清水所長 すみません、一度精査させていただけますでしょうか。連結コンデンサみたいな形の数の拾い方みたいなのがありまして、たくさんつながっていて、1台でカウントするか、それを10台でカウントするかとかというの以前ありまして、そこら辺がどういうふうにかウントしているのか、そういうのもあると思いますので、調整させていただきます。

福永委員長 はい、そういうことでよろしくお願いたします。

ほかに何かご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

渡辺委員 大阪府域で今まで搬入を行ってきた収集運搬業者さんがいます。大阪府以外の大阪府域で収集運搬を行う業者は、同じ業者さんですか、それともかわるんですか。許可は変わってくるのでしょうか。というのは、収集運搬の業者がかわると、話を聞いていなかったとか、あるいは許可が別の都道府県であったとかということで、あってはならない事態、例えば何か目の前を通っていったとか、そういうことがあっては困りますよね。ですので、それをちょっと気にしておりますが。

清水所長 私どものほうに運んでいただける収集運搬業者というのは、私どものほうが入門許可を出した業者に限られてございますので、それは今現在、17業者でございます。それは、今度は業の関係でいいますと、大阪市からの業の許可をとっているのは大阪市内でできますけれども、今回、兵庫県とかいろいろなところに行きますが、そちらのほうからも業をとっていないと私どもに運んできません。ですから、17業者さんが全部、2府4県の全部の業の許可をとられていれば、その17業者さんが全部運んでくるかもしれませんが、とっていないところは17の収集運搬業者でも運べないということになります。17業者よりふえるということはないということです。

渡辺委員 ということは、現在の17から絞られるということはあると思うんですけれども、ただ例えば兵庫県からだったら、持ってきてペイするという、そういうところが出てきた場合

には、新規に入ってくると思います。その場合は、やはり今までと同じような搬入経路の徹底とか、そういったことをぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

福永委員長 新しい業者が入るかもしれないと。そのときには改めてそういう教育をしっかりとしてほしいというご意見でした。

ほかにございますでしょうか。

ちょっと私のほうから、打ち合わせのときもちょっと申し上げたんですが、いわゆる当初計画よりも、大阪市内だけでも相当、きっちり調査すればするほどふえてきたというふうなお話だったので、1,400台ほどふえたというようなことですが、パーセントとか、あるいは今後の見通しとかということで、もう少しご説明をお願いできますでしょうか。

鈴木課長 先ほどもご説明しましたとおり、大部分、このおくれておる課題といたしますのが、予算的な措置といたしますか、費用の問題でございます。ですから、民間の皆さん方にもご説得、JESCOのほうからもされておるんですが、なかなか難しい状況にもございますけれども、引き続き何らかのPRの方法をもう一度考えまして、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

福永委員長 私が申し上げたのは、いわゆる在庫というか、大阪市内にあるPCB廃棄物が、以前、17年3月に作成した時点よりも、どんどんとは言わないまでも、具体化するに従ってふえてきたのではないかと。その辺の見通し、今後そういうのがまた一層あるのではないかと、そういうお話をちょっと出してほしかったんです。

鈴木課長 確かに17年、処理計画策定時というのは、やはり十分把握したつもりではございますけれども、なかなかやはり十分な把握というのがなされていなかった部分もあるかと思えます。その後、いろんな調査をかけたことによってこういうことがわかってきたわけですが、ほぼこれで台数的には把握できたものというふうに考えておりますので、進めてまいりたいと思っております。

福永委員長 はい、どうもありがとうございます。そしたら、以上、これを順次予算取りをして、業者さんのほうも含めて予算を立てていただいて、消化していくということになるということですね。はい。

中地委員 関連してですが、あと、大阪市を除く近畿2府4県のPCBの処理をしなきゃいけない保管量、数量というのは、どれぐらいちなみにあるんでしょうか。

清水所長 保管量につきましては、JESCOのほうでつかんでいるのが、早期登録とか機器登録という手続をとりまして、そこで上がってきたものはしっかりつかんでおります。ただ、

早期登録、機器登録をされていない方がいらっしゃいますので、それがどのくらいあるのかなと。その中でも、やはり市行政のほうには登録してあるけれども、それがすべて高濃度とは限らないので、また低濃度も登録されているというところで、そこら辺がなかなか全体の母数をつかむのはなかなか難しいことでございますけれども、コンデンサの2府4県は、今5万8,000台ぐらいかなというふうに考えてございます、オーダー的なんですけれども、それも前後、変わっていく可能性もありますけれども。

それで、全体の計画の中で終わるのかということでございますが、今、コンデンサの稼働が、当初はPPという問題がちょっとございまして、当初は処理するのが、PPによってちょっと破裂みたいなことがございまして、ちょっと能力的には落ちているんですけれども、ほぼこれから精度を極力上げていって、登録されているものについては期限内に終わらせたいと、今そういう形で取り組んでおります。

福永委員長 はい、どうもありがとうございました。保管台数というところに、数字だけは、カラー刷りのスケジュールの一番下に2万432と総計ということで出ていますが、現在のところはこの程度をつかまれているのかなというふうに思われますが、ほかにないでしょうか。

それでは、ないようでしたら、この議題は終わらせていただきまして、資料4に基づきまして、日本環境安全事業(株)におけるPCB廃棄物処理事業の現況についてということで、引き続きよろしくをお願いします。

齋藤部長 本社事業部長の齋藤です。

それでは、資料4、極めて簡単な表ではございますが、それぞれの事業はどのような今ステージにあるかということをご理解いただくために、若干の説明をさせていただきたいと思いません。

これは操業開始の順番に並べておりますけれども、まずの北九州事業でございます。これは、上の表ですと、1期、2期合計の1.5トン/日というふうに書いてございますが、現在はまだ1期施設のみが稼働しております、0.5トン/日ということで、小規模の稼働を続けております。

先ほどの議題で、地元から地元よりも外へという地域拡大の話がございました。ここにはちょっと書いてございませんけれども、北九州エリアにおきましては、当初の2年間、施設の規模が小さいということもございまして、2年間で北九州市内のみを対象としておおむね処理を終わらせるという約束事がございまして、それを北九州の場合は環境省が総括評価をして、福岡県内あるいは九州その他のところへ広げていくという地元との約束がございました。2年間

たちました平成18年12月に環境省のほうで総括評価を行っていただきまして、北九州市内分、おおむね今できるものはすべて終わったという評価をいただきまして、福岡県内に拡大をしております。

ただ、実際のところは、トランスはもうかなり早い時点で終えてしまったので、その評価を待たず、関係者の合意を得て、福岡県内に既にその前に広げておりました。また、トランス、コンデンサ、その中間評価をしたときに、おおむね全体の7割程度を処理したということで、残りの3割は、先ほど大阪市さんから説明があったような種々の個々の事情で、まだめどが立っていない部分もあるというのが実情でございました。

また、2期事業でございますけれども、昨年9月に現場着工とございますが、ほぼ1年でほぼ施設の形がもうできております。今、最終段階に入っております、10月には試運転を開始できる見込みとなっております。この2期事業ですが、小規模のトランス・コンデンサ用の1期施設を拡充するという部分で、大阪と同じ方式のVTR処理を入れることにしております。その結果、1.5トン/日という能力に北九州事業はアップをすると。操業開始は来年の4月以降になるかと思えます。もう一つ、北九州2期事業では、感熱紙あるいは小型電気機器、安定器等のその他物を処理するプラズマ溶融分解炉も建設をしているところでございます。それも同時に、来年度、操業開始の予定となっております。

それから、の豊田事業でございます。豊田事業につきましては、るる書いてございますが、当社にとって最初の漏えい事故ということで平成17年11月に事故を起こし、操業を8カ月ばかりとめておりました。また、昨年も、これは漏えい事故ではないんですけども、設備トラブルが相次いだために、それを若干時間をかけて手直しをしようということで、5カ月ほどとまっております。しかしながら、ちょうど1年ほど前になりますが、昨年6月28日に操業再開してからはおおむね順調に稼働しております。処理能力もほぼ期待どおりの能力に近づいているということで、非常にいい状況になっているということでございます。

この豊田事業につきましても、やはり地元約束問題というのがありまして、平成20年度、今年度中に豊田市内分の処理を終えるということでございましたが、率としてはもう8割を超えるぐらいのものは処理を終えておりますけれども、やはり特殊なものですとか、漏えいして今の仕組みで運べないものもかなりあるということがわかっております。この辺の評価をこの秋以降にこういった監視委員会の場でやりまして、関係者の合意を得て、計画的に他地域へ広がっていくという手はずになるかと思っております。

それから、裏ですが、東京事業でございますけれども、東京事業は、平成18年に2度、

漏出事故を起こしました。東京事業は非常に、処理施設が水熱酸化方式ということで、極めて高温高圧下での反応、またそれに、処理工程に持っていくための前処理部分について、例えばコンデンサを液中で切断するというふうなことがありまして、いろいろ技術的な初期トラブルからかなり重大なトラブルまで相次ぎまして、現在もまだかなり低率で操業を続けているというのが実態でございます。ただ、おおむね設備改修等あるいは機能検査がこの4月に終わりました、本年度へ入りましてからは少しずつ処理量を上げています。少し見通しが出てきたかなという状況でございます。

そんな中、東京事業につきましては、東京都内分というのは非常に多量にあるものですから、平成22年、まだ少し先まで東京都内分を中心という処理が進んでおりますけれども、かなりトラブルでとまっていた期間が多い、あるいは低率で操業を推移しているということで、今、計画の見直しについて、東京都を中心にご相談を始めているというところでございます。

それから、 の大阪事業、これは先ほど来のお話ですので省略をさせていただきます。

それから、最後の北海道事業は、冒頭ごあいさつで申し上げましたとおり、一昨月の21日に操業を開始いたしました。北海道事業につきましては、操業開始当初はできるだけ慎重に立ち上げるということで、現在、3割方の稼働状況で推移をしていると。年内には稼働率を順次上げていこうということで考えております。

この北海道事業の特徴といたしましては、もちろん地元室蘭市の物を優先的、計画的に処理をしていくということは基本なんですけれども、余り大量にはないということ、それから北海道内に視点を移しますと、今度は逆に非常に分散をして、いろんなところに広大な土地の中にあるということで、特に北海道内をいついつまでという期限は設けておりません。四、五年の間に順次、北海道内を処理するという計画になっています。ということは、逆に、もう今月から始まっておりますけれども、本州地域からのいわゆる広域収集というのが最初のスタート時から入ってくるということで、この7月7日には、福島県のほうからJRの貨物を使って室蘭、東室蘭駅から入ってくる、こういう最初の搬入も行われたわけです。広域収集が最初から計画的に行われ出すというのが北海道事業の特徴かと思えます。

以上、簡単ですが、JESCOの全体事業の概要とさせていただきます。

福永委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問なり、ご意見、ございますでしょうか。ないでしょうか。

中地委員 つまらない話ですけども、きょう報告があったような問題というのは、ここの豊田事業とか、東京事業で書いてある排出事故とかのための操業停止というのには当たらない

ような事象だということでもいいわけですね。

清水所長 はい。

福永委員長 はい、どうもありがとうございました。

あるいはほかに、この議題に限らず、何かこの際というご意見ありますでしょうか。

ないようでしたら、全体としては委員会としては終わらせていただきたいと思います。

本日は大阪PCB廃棄物処理事業の進捗についてということでご報告を受けて、その中で、少しではありましたが、ダイオキシン、ベンゼン、塩酸等の漏えいがあって、いろいろ対応したというご報告を聞きました。委員の側も、その反応系が大変難しいということによくわかっているということを申し上げながら、いろんな知恵を出すということでご意見を申し上げたので、またそれを取り入れて頑張っていただきたいと思います。その中で、一部装置の改造については軽微の変更に当たらないと大阪市では判断されていますが、また環境省さんとも相談して、今後の対応を決めたいという意思表示もありました。

その他いろいろご報告いただきましたが、いつも会議の終了に当たっては同じことばかり申し上げていますが、安全・安心の操業ということで、その緊張感を持って処理事業を進めていただきたいと思いますということをお願いして、委員会を終わりたいと思います。

それでは、司会者のほうへマイクをお返しいたします。

瀬口課長代理 福永委員長、委員の皆様方には長時間ご審議を賜り、まことにありがとうございました。

なお、次回の委員会につきましては、関係者の皆様方と調整の上、決めていきたいと思えます。

それでは、本日の委員会についてはこれで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後 4時56分閉会